Title	現代比較私法学の諸問題 lus Privatum Gentium,Festschrift fur Max Rheinstein zum 70,Geburtstagam.5.Juli 1969.Hrsg.von E.v.Caemmerer,S.Mentschikoff u.K.Zweigert.Mohr:Tubingen 1969.Bd. ,492S.Bd. ,640S.DM 195.の紹介をかねて - 比較法研究ノート(1) -
Author(s)	五十嵐, 清
Citation	北大法学論集, 24(1), 173-185
Issue Date	1973-06-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16145
Туре	bulletin (article)
File Information	24(1)_p173-185.pdf



現代比較私法学の諸問

題

gert. Mohr: Tübingen 1969. Bd. [.XII, 492 S. Bd. [.VII, 640 S. DM am 5. Juli 1969. Hrsg. von E. v. Caemmerer, S. Mentschikoff u. K. Zwei-Ius Privatum Gentium, Festschrift für Max Rheinstein zum 70. Geburtstag

- 比較法研究ノート ⑴ -

195. の紹介をかねて

五十嵐

清

最近、世界の比較法学の水準は飛躍的に向上し、あいついで本

七二七頁に及ぶ、Schlesinger, Formation of Contracts, A Study格的な業績が刊行されている。たとえば、一九六八年には総計一

・〔一九七〇―ー〕アメリカ法二七頁〕、ついで六九年には、フラof the Common Core of Legal System が刊行され(紹介、木下

の発達が特集され(Livre du centenaire de la Société de légis-

ンスの比較立法協会の百周年を記念して、フランス内外の比較法

ッイゲルトの体系書が完成し(Zweigert u. Kötz, Einführung in以下参照)、同じく六九年から七一年にかけて、待望久しきッ ヴロー

き、大木・比較法研究三二号一六九頁参照)、さらに七一年 よりdie Rechtsvergleichung, Bd. I . 1971, Bd. II . 1969. 第二巻につってゲルトの体系費が完成し(Zweigert u. Kötz, Einführung in

ンシュタイン教授の七十才祝賀論文集を素材として、現代比較私がない。ここでは、以上に劣らぬ最近の業績である、表記のライ

tive Law の刊行がはじまった。今日の比較法を論ずるためには、

ある。

世紀の事業というべき International Encyclopedia of Compara-

これらの業績の本格的検討を必要とするが、さしあたりその余裕

よく、「万民私法」と題された本書には、西ドイツ・アメリカをはラインシュタインは、現存する世界最大の比較法学者といって

法学の諸様相を検討することにしたい。

題への案内を欲する人にとっては、この祝賀論文集は疑いもなくじめ世界各国の比較法学者が寄稿しており、「比較法の現代的問よく、「万民私法」と題された本書には、西ドイツ・アメリカをは

Comp. L. Q. 352 (1970))、また、本書は、「二〇世紀後半における国際私法および比較私法の核心問題」と題することもできる

『最良の買物(best buy)』であろう」と評され (Cohn, 19 Inter. &

のこれまでの経歴と業績の叙述があり、巻末にその業績リストが、ないて一六編、「国際私法」について一三編の論稿を集め、第二巻いて一六編、「国際私法」と題され、債権法と物権法について一編の論稿を集め、第二巻は、「一般および比較法理論」につます。

1961 について、「祝賀論文集の書評の仕方(How to Review a りを試みるかは一つの問題である。ラインシュタイン自身、かつりを試みるかは一つの問題である。ラインシュタイン自身、かつらを試みるかは一つの問題である。ラインシュタイン自身、かつらを試みるかは一つの問題である。ラインシュタイン自身、かつりを試みるかは一つの問題である。ラインシュタイン自身、かつりを試みるがある。

Festschrift)」と題して、三七頁に及ぶ長大な書評を書

た

ピックの範囲内で、興味ある論稿を紹介することにと どめ たい文につき、それぞれ論文の内容を要約し、論評するというもので文につき、それぞれ論文の内容を要約し、論評するというもので立めて可能な方法であり、私のよくするところではない。ここでじめて可能な方法であり、私のよくするところではない。ここでは、現代比較私法学の観点から若干のトピックを選定し、そのトは、現代比較私法学の観点から著手のトピックの範囲内で、興味ある論稿を紹介することにと どめ たい

contemporains などの中でも論ぜられている(拙著・比較法入門

八九頁以下参照)。このようなダヴィドの見解に対し、ライン シ

タインは、前記書評において、それは結局社会制度(システム)

の分類になってしまい、法制度の独自性を無視するのではないか

本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが本稿は、各論文の要約について、この二つの書評に負うところが

(しかし、結局大部分の論稿に言及している)。 なお、本書に対

:

多いことをお断わりする。

34, 443.

Vgl. Bernstein, Rechtsstile und Rechtshonoratioren, Rabels

大木・比較法研究三三号一五一頁参照)。

tonceptions de l'ordre social (S. 53-66) が注目される。その内conceptions de l'ordre social (S. 53-66) が注目される。その内容は、法の基礎にある社会秩序についての西欧的バターンと東ア容は、法の基礎にある社会秩序についての西欧的バターンと東アとは考えない日本人や中国人の思考様式をポジティブに評価するとは考えない日本人や中国人の思考様式をポジティブに評価するとは考えない日本人や中国人の思考様式をポジティブに評価する

Rabels Z 34 (1970), 一)、そこにもなお疑問があるようであるけに Einfluß auf Charakter und Funktion der Rechtsordnungen, Rabels Z 34 (1970), 一)、そこにもなお疑問があるようである

von Mehren, The Significance of Cultural and Legal Diversity for International Transactions (S. 247-257)も、同じく国際取引の分野における西欧と非西欧の文化の相違な問題とし、両者取引の分野における西欧と非西欧の文化の相違な問題とし、両者取引の付款における西欧と非西欧の文化の相違な問題とし、両者取引の対象に対している。とくに日本について、調停的機能の相違について指摘している。とくに日本について、調停的機能の相違について指摘している。

うに、わが国からの唯一の寄稿である Kawashima, The Concept以上のような代表的西欧比較法学者の問題指摘に答えるかのよ昔の感がある)。

している (S. 250 f. ただし、日本では、交通事故、

製造者貴

その理由として、日本社会における法外的紛争解決の重要性と、

法学における学閥(東大派と京大派)の存在をあげている。私の

そのものに問題があるとするのであろうか。この点で、 うのだが、

どうであろうか

(あるいは、 見るところでは、 決と判決例」兼子還歴・裁判法の諸問題下所収参照)。 しており、反対説が過半数を占める状態はもはや過ぎさったと思 判例の法源性についての川島理論は学界に浸透 わが学界の「判例」の理解 川島「判

題であろう。

民地、 主義の立場から社会主義化を考えているが、現実には、 West African Law (S. 285-297)は、西アフリカの旧フランス植 三編の論稿が捧げられた。 まず、Hazard, Marxist Models for この分野もラインシュタインの開拓したところなので、本書には (2)マリ、 西欧的法文化との相違は、アフリカ法の場合とくに著しい。 ギネア、 セネガル三国について、 指導者はマルクス

> カを東南アジアとおきかえれば、 する法学者の貢献の必要性と重要性について論じている。 カに植民地をもたないドイツの側からの、発展途上国の発展に対 あると、指摘している。なお、 Reichert-Facilides, Juristischer れに代る新しいものが作りだされないという二点で、 めに、実効性を欠くこと、および、 "Entwicklungsdienst"? Eine Skizze (S. われわれとしても考えるべき問 旧来の均衡関係を破壊し、そ 275-284) は、アフリ 危険性

Ē 使用することを提唱している。 律する法原理のために、 parison(S. 259-274)は、外国企業と発展途上国政府との関係を の指摘が妥当するほか、Fatouros,The Administrative Contract なお、発展途上国との国際取引に関しては、前述の von Mehren Transnational Transactions: Reflections on the Uses of Com-フランスの行政契約の概念を指針として

は拘束力をもたないが、事実上は大陸法諸国と同様に、法の形成 socialistes (S. 67-84) は、 たほか、 (3) 判例の法源性については、 Knapp, La création du droit par le juge dans les 社会主義国において、 前掲川島論文が貴重な貢献をし 判例は法律 pays Ŀ

909-935) -

フランス語系アフリカでの婚姻法の近代化をと り

pays d' Afrique Noire Francophone (S

du mariage dans les

ることを指摘している。Blanc-Jouvan, La codification du droit

フランス的法伝統および固有の土地法が根強く残ってい

イスラム

家族法、

あげ、そこでは立法は現実を変革する目的でなされたが、

そのた

I

ルラの研究は、

英米法系以外の法系での判例の重要性を指摘す

るものとして共通性をもつ。

籶

1例の重要性に関連して、

西ドイツでは最近裁判所における少

究があるが(中山「ソビエトの法源論」法源論所収、 じている。 に対し相当の役割を果たしていることを、多くの実例をあげて論 て社会主義法をあつから論稿が少ないのは、ラインシュタインの に対する社会主義国からの寄稿は本稿だけであり、また全体とし 力的な論旨の展開が見られる点で、参考になる。なお、本論文集 義国をも問題とし、高名なチェコのマルクス主義法学者による弾 比較法的研究・ソ連」比較法研究二六号)、本稿は、他の社会主 わが国にも、ソビエトの判例の問題に関しすぐれた研 稲子「判例の

chende Bemerkungen (S. 103-125) von Piemont und Savoyen im 18. Jahrhundert, Rechtsverglei-Gorla, Die Bedeutung der Präzedenzentscheidungen der Senate は われわれには、縁遠いイ

展を論じた格調高い論文である。

限界というべきか。

タリア法史の研究であるが、これまた、 判例の法源性が明確に否

定されていたところでも、判例法の創造性が見られたことを明ら

かにしており、現代的意義を失わない。

以上の川島、

クナップ、

dissenting opinion (S. 127-146) は、少数意見の公表を支持する は一九七一年より連邦憲法裁判所に少数意見制が採用され、すで 立場に立って、その根拠について論じている。結局、西ドイツで に少数意見付の判例も公表されている。大した議論もなく同様の

制度をいち早く採用したわが国にとって、これまでの西ドイツの

World (S. 147-164) は、現代世界における違憲法令審査権の発 ficance of Judicial Review of Legislation in the Contemporary ツ司法改革の一側面 議論には参考になるところが多いと思われる(桜田勝義「西ドイ 比較私法の概念からは、はみでるが、Cappelletti, The Signi----少数意見制の採用」判時六一九号参照)。

文が多い。ここでは、そのうち一般的な問題を論じたものをとり もって実践したところであるので、本書中には、これに関する論 あげる。まず、Neumayer, (4) 異法系間の比較と交流の問題は、 Deutsche und ラインシュタインが身を französische Zivilre-

世紀以降の独仏私法学の間にも、 chtswissenschaft-Besinnliches zu einem Nachbarschafts- und Partnerschaftsverhältnis unter Verwandten (S. 165–190) 25 一般に理解されている以上の密 一九

接な交流があり、また両国民法の差は実際上はそれほど大きいも

数意見の公表の可否が問題となっているが、Arndt, Nachlese zur

北法24(1.177)177

のではないことを論じている。著者と同じくフランス法に造詣が

最近 Das Französische Zivilrecht, 2 Bde. 1971. という

局を批判している (Ferid, a.a.O.S. 544 f.)。 えているのに、 モニュメンタルな業績を発表したフェリートは、 するとともに、 逆の交流が乏しいことを指摘し、ドイツの立法当 最近ドイツ法がフランスの立法に大きな影響を与 本稿を高く評価

らの法学説に対し大陸の法理論の影響が強いことを指摘 してい が、イギリスの法発展に大きな影響を与えたこと、さらに、それ Law? (S. 191-210) は、Blackstone の著書を中心とする法学説 Lawson, Doctrinal Writing: A Foreign Element in English

る。

研究が行われたことを伝え、 すでに一七世紀にフィンランドの Torku 大学でローマ法の比較 chtsvergleichung in Finnland im 17. Jahrhundert(S. 235-245) t 大陸法とスカンジナビア法との交流について、 Hellner, The Influence of the Ger-Brusiin, Re-

ビア法は全体として大陸法系に属するか、あるいは大陸法とも英

考えられているよりも深いと結論づけている。

なお、

スカンジナ

方法論上の問題のうち、⑦比較のためにどの法系が選ばれるべき

般に 705-

man Doctrine of Impossibility on Swedish Sales Law (S.

は、スェーデン売買法に対するドイツ法理論の影響は一

(Gomard, Civil Law, Common Law and Scandinavian Law, 5 ンジナビア法、とくにデンマーク法の独自性を主張したのに対し るが、この点に関し、Gomard (コペンハーゲン大学教授) がスカ 米法とも異なる独自の法系を形成するかは、興味のある問題であ

Scandinavian Studies in Law 27 (1961))、最近、Sundberg(ス

トックホルム大学教授)がこれに反論し、スカンジナビア法は大

Law and the Scandinavians, 13 Scan. Sud. L. 陸法系に属すると論証している(Sundberg, Civil Law, Common になろうかの 書所収の前掲二論文は、Sundbergの主張の正当性を裏付けること 182 (1969))。本

la recherche et sur la Drobnig, Methodenfragen der Rechtsvergleichung im Lichte (5) 比較法の方法論を論じたものとして、Ancel, Réflexions sur méthode comparatives (S. 211-219)

はなく、方法にすぎないとする立場から、 ディアの編集事務局長の地位にある著者が、編集の過程で生じた der "International Encyclopedia of Comparative Law" (S. 221-ついて論じた小編。これに対し、後者は、 の二編がある。アンセルのものは、 比較法は独立の課目 比較法エンサイクロ 比較法の研究と方法に

233)

北法24(1•178)178

り見られないのは、どういうわけであろうか。

L. Vol. 19. No. 4 参照)。日本の比較法学者の間に危機感があま

世界的規模で比較法を遂行するためには解決されなければならな 用いられるべきか、という三点について論じている。いずれも、 法研究三四号一三一頁)がある。 Comparative Law, Rabel Z 35 (1971), 会学的方法について論じた Methods of Sociological Research in ある。なお、ドロップニックには、その後、比較法における法社 おいて、それがどれだけ実現をみているかは興味のあるところで い諸点であり、すでに刊行のはじまったエンサイクロペディアに 496(紹介、大木・比較

(Cohn et al. The Teaching of Comparative Law. Am. J. Comp. きた現状において、とりわけ重要性を増したとコメントしている は (Ferid, a. a. O. 最近の大学改革に伴い、 フェ リートは比較法の方法論に関する上記二論稿の意義 Ś 547)° 同様な危機感はアメリカにも見られる 比較法の研究・教育が危機に瀕して

紹介であるが、比較法理論に重点をおいたため、 以上が、 第一巻の前半 「一般および比較法理論」 一般法理論につ 所収の論稿の

いての深い思考の所産である Fritz von Hippel, Lage und Ent-

容について言及できなかったことをお断りする。 wicklungsmöglichkeiten heutiger Jurisprudenz (S. 15-52)

の内

(6)

か、

(1)

|主題をどのように体系的に分けるか、||かどのような術語が

licher Sachen. (S. 447-453) は、統一法九条の取引慣行の規定に uche" im Einheitsgesetz über den internationalen Keauf beweg-二年八月に発効した国際動産売買統一法に関する二論文について ついて批判するもの。Yadin, The Uniform Sales Law of the 言及するにとどめる。Dölle, Bedeutung und Funktion der "Brä-ロパーに関する論文の紹介はすべて省略し、ここではただ一九七 第一巻後半は「国際私法」にあてられているが、 国際私法プ

の私法統一協会四〇周年を記念した 比較するもの。その他、 法の統一に関する論稿としては、 Hans 9

455-463) は、

統一法と最新の立法であるイスラエル売買法 と を

1964 Hague Convention and the Israel Sales Law of

1968

tionales Institut für die Vereinheitlichung des Privatrechts 443-446)、国際通貨機構に関する dans l'organisation du système monétaire international Rey, La pénétration du droit

Standard (S. 483-492) がある。 Mann, The Binding Character of the Gold

-481)

クをかかげて、紹介することにしたい。第二巻は各論的な論稿からなっているので、いくつかのトピッ

System und Dogmatik, in: Festschrift für Bötticher, 1969, 443 が便利である。もっとも、その行きすぎ(?)が先輩格のデレに 560)。なお本稿もツヴァイゲルトの反ドグマ主義のあら われで が、フェリートも、法律行為概念の有用性と契約自由の重要性を 対しては、保守的な側からの反論は当然予想されるところである あるが、その見解を知るには、Zweigert, Rechtsvergleichung, 認める立場からはげしく批判している(Ferid, a. a. O. S. に代わって「契約正義」が機能すべきことを説いている。本稿に る場合にはやはり十分に機能しないとし、さらに「契約の自由」 念についても、ドイツ法のように債権契約以外のものをも総称す 的方法にとって「法律行為」概念は有意義に機能せず、「契約」概 れる。ツヴァイゲルトは、この論稿の中で、比較法のような機能 schäft", und ,, Vertrag", heute (S. 493-504) が小編ながら注目さ よりたしなめられてはいるが(Dölle, Rechtsdogmatik und Re-(1) 法律行為・契約に関しては、まず Zweigert, "Rechtsge-558-

法の各国内法への影響の可能性が見られる。

chtsvergleichung, Rabels Z 34 (1970), 403. 紹介、大木・比較法研究三三号一四八頁)。わが国の問題状況も西ドイツに似ている。わが国でも、法律行為の概念は抽象的にすぎるという 批判る。わが国でも、法律行為の概念は抽象的にすぎるという 批判 があるが(星野「現代における契約」民法論集3巻一二頁 なおがあるが(星野「現代における契約」民法論集3巻一二頁 なおがあるが、星野「現代における契約」、紹介、大木・比較

行為能力に関し、Kindred, Basic Problems of Minors' Contractual Capacity, Reform in England, France, Ethiopia and the United States of America (S. 523~545) は、四カ国について、未成年者の契約能力の拡大の傾向を明らかにしている。なお、著者の見解は成年年令を一八才に引き下げる説である。本稿の対象外である西ドイツにおいても、近時成年年令の引き下げをめぐっ

北法24(1•180)180

であろうか。 では一向に問題にならないようであるが、これまたどうしたことでは一向に問題にならないようであるが、これまたどうしたことて論争が続いている(比較法研究三四号一四〇頁参照)。わ が 国

は

逸失利益の中から被害者の所得税を控除すべきかという問題

て名著 Die Strukur des vertraglichen Schuldverhältnisses im 英米契約法とドイツ契約法の比較は、かつて教授資格論文とし

捧げる論文のテーマとして、もっともふさわしいものの一つであanglo-amerikanischen Recht, 1932 を著したラインシュタインに

No Lorenz, Entgeltliche und unentgeltliche Geschäfte, Eine

vergleichende Betrachtung des deutschen und des anglo-amerikanischen Rechts(S. 547-568)は、無償契約の法的保護の問題

るべきであるほか、アメリカ法の promissory estoppel の法理はには公正証書が必要であるとする規定)のような規定は維持され

(3)

債務不履行の領域では、Leser, Die Erfüllungsweigerung—

② 損害賠償法に関して、Stoll, Schadensersatz. und Strafe,

ドイツにも有益であると論じている。

Eine rechtsvergleichende Skizze (S. 569-590)

は、

民法・刑法両

る。

はそれぞれの法秩序により異なっていることを明らかにした。領域にまたがる機能的比較方法を試み、損害賠償と刑罰との限界

Fisch, Taxes and Damages for Lost Earnings

(S. 591-623)

照)、われわれにとり実用価値の高い論文である。ているので、最判昭四五・七・二四民集二四巻七号一一七七頁参立法が一番すぐれているとする。わが国でも同様な問題に直面し償法と租税法の両領域にまたがり、機能的比較を試み、ドイツの低法と租税法の両領域にまたがり、機能的比較を試み、ドイツのについて、アメリカ・イギリス・ドイツ法を対象として、損害賠

Marschall von Bieberstein, Zum Ersatz der Vorsorgekosten Marschall von Bieberstein, Zum Ersatz der Vorsorgekosten bei Verwendung eines Reservefahrzeugs (S. 625-641) は、被害者が事故に備えてあらかじめ予備車を用意していた場合に、加害者に予備車の製造・維持費の相当部分の賠償義務を課した西ドイツの判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干ツの判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。英米法に若干力の判例(BGHZ 32、280)を中心に論じたもの。

ツの履行障碍論の中でどう位置づけるべきかについて 論 じて いanticipatory breach に相当する債務者による履行拒絶を、 ドイン いいり は、 英米 法の

点である製造者責任法について、von Caemmerer, Products Lia-债務不履行と不法行為にまたがる問題として、今日の最大の焦

北法24(1•181)181

ける製造者責任論の展開(1)」神法二二巻二号参照)。 用価値が高い(なお西ドイツの現状について、植木「ドイツにおり、利

同じく債務不履行と不法行為にまたがる問題である請求権競合

und Deliktsrecht (S. 683-704) は、瑕疵より生じた損害に対し不und Deliktsrecht (S. 683-704) は、瑕疵より生じた損害に対し不法行為請求権も発生する場合に、その請求権は瑕疵担保の短期時法の撮話的研究は、その後、Vertragsordnung und außervertragliche Haftung, 1972 となって完成した。そこでは、著者は、すべての場合に共通する公式の樹立をさけ、ケース群ごとの解決をめざすべきであると主張している。わが学界の共感を呼びそうでめざすべきであると主張している。わが学界の共感を呼びそうである。

か、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な らか、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な ら性格は何か、'闭土地売買の簡易化と安全はいかにして達成されるの準備作業として、'闭土地売買の対象は何か、'们譲渡行為の法的の準備で業として、'闭土地売買の対象は何か、'们譲渡行為の法的ない。という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な らか、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な られ、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な られ、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な られ、という三つのトピックについて、大陸法と英米法 の み な られ、

比較法に親しみにくい不動産法の分野について、以下の三

提起した比較方法の困難さがもっとも著しい分野なので、完成稿ず、社会主義法をも視野に入れて論じている。ドロップニックが

を期待したい。

Kessler, Caveat emptor und der Schutz des Hauskäufers-Einige Betrachtungen zum Nordamerikanischen Recht (S. 761-788)は、Caveat emptor (買主よ注意せよ)の原則はアメリカでは一般的に制限されており、家屋の売買についても動産の担保責任と同様な発展が見られるとする。本稿は、アメリカの建売りの実態にまでふみこんだ研究なので、(著者が読者として期待した西ドイツよりも) 不良建売り業者の横行している日本にとって参考になる。なお、植木「建売り家屋における買主の保護――アメリカではたける家屋買主保護の一断面(資料紹介)」民商六四巻三号は、における家屋買主保護の一断面(資料紹介)」民商六四巻三号は、における家屋買主保護の一断面(資料紹介)」民商六四巻三号は、における家屋買主保護の一断面(資料紹介)」民商六四巻三号は、における家屋買主保護の一断面(資料紹介)」民商六四巻三号は、

Limpens, La propriété horizontale (S. 819-842) は、ベルギーの一九二四年法によるアパートの区分所有権の問題について、

とくに断っていないが、本稿に則した研究である。

論を紹介しているが、最後に、英米の法律家はこのような議論が-818)は、ドイッの不当利得法における利得の直接性をめぐる議の) 不当利得に関して、Dawson, Indirect Enrichment(S. 789

水準が高く評価されている証拠であろう。

ラインシュタインの名とともに想起する家族の安定性の問題に

いる(ただし、本稿の引用なし)。 歴・不当利得・事務管理の研究(3)所収により本格的に論ぜられて歴・不当利得・事務管理の研究(3)所収により本格的に論ぜられてなくて幸運だ、と結んでいる。全く同感である。 なお、わが国で

悪い法律は、

危険にさらされた婚姻の締結・遂行・解消に対し、

(6)

本論文集も六編の論稿を集めた。そのうち、

Blanc-Jouvan ©

家族法はラインシュタインのもっとも得意とする分野なの

Kisch, The Matrimonial Community: Property and Power as Illustrated by Recent Developments in Dutch Law (S. 975-991)は、一九五七年より施行されたオランダの新夫婦財産制を紹介している。それは、伝統的な一般的共同制の下で、管理・処 (拙稿「夫婦財産制」家族法大系=二二〇頁附記参照)、オランダで(拙稿「夫婦財産制」家族法大系=二二〇頁附記参照)、オランダではよく機能しているとされる。なお、オランダ民法は目下全面改はよく機能しているとされる。なお、オランダ民法は目下全面改はよく機能しているとされる。なお、オランダ民法は目下全面改はよく機能しているとされる。なお、オランダ民法は目下全面改はよく機能しているとされる。なお、オランダ民法は目下全面改造している。

ドイツ法系にも属さず、独自の大陸共通法というべき法典の成立が期待されている(Zweigert u. Kötz, Einführung in die Rechtsvergleichung, 1, 1971, S. 111 f.)。

(夫婦財産制はそのまま)。全体が完成すれば、

フランス法系にも

界ではじめて離婚原因について破綻主義を採用したスイス民法のfür das Ehescheidungsrecht der Schweiz(S. 993-1011)は、世離婚法に関して、Hinderling, Die Bedeutung dcs Verschuldens

下において、有遺原理も重要性を失っていないことを明らかにし

ている。しかし、今日の世界は、まさに完全な破綻主義の採用を問題としているのであり、この研究は時代に逆行するものといえ問題としているのであり、この研究は時代に逆行するものといえな評価するのも当然であろう (Ferid, a. a. O. S. 569)。なお、離を評価するのも当然であろう (Ferid, a. a. O. S. 569)。なお、離を評価するのも当然であろう (Ferid, a. a. O. S. 569)。なお、離を評価するのも当然であろう (Ferid, a. a. O. S. 569)。なお、離を評価するのも当然である。

(7) その他、労働法に関し、Kahn-Freund, Collective Bargaining and Legislation. Complementary and Alternative Sources of Rights and Obligations (S. 1023-1042) は、労働協約の問題を法源論と関連して論じ、Gamillscheg, Die Haftung des Arakaining and Collective Bargaining and Legislation.

シャの新法を紹介している。

とどめたい。

Claudius Ficker, Die Entwicklung eines "federal corporation law"

れつつあることを論じている。また、会社法の分野では、

Hans

う点になると、若干の執筆者によって問題が提起されているのみ

beitnehmers gegenüber Dritten (S. 1043-1057) は、最近の西ド

イツ労働判例において、被用者の第三者に対する責任 が 制 限 さ

durch die Rechtsprechung in den USA(S. 1059-1080)がアメリカ会社法の研究として、Eike von Hippel, Zur Problematik des Aktionär-Stimmrechts(S. 1081-1098)は株主議決権の比較法的研究として、貴重な貢献をしている。その他、経済法の分野では、前記諸編のほか、Dam, Exclusive Distributorships in the United States and the European Economic Community—Schwinn and Grundig-Consten(S. 721-735)が、独禁法に関するアメリカとECの判決を比較し、一見パラレルに見えても、両者の間に大きな相違のあることを明らかにしている。しかし、以上の分野たされ相違のあることを明らかにしている。しかし、以上の分野については、紙数と能力上の理由から、論文名をかかげるだけに

をあげていることはよろこばしい。しかし、法社会学的研究とい意欲を示しており、理想的な祝賀論文集になったといえる。とくに、ラインシュタインがその師ラーベルとともに開発した機能的に、ラインシュタインがその師ラーベルとともに開発した機能的に、ラインシュタインがその師ラーベルとともに開発した機能的に、ラインシュタインがその師ので、 全体をふりかえってみて、本論文集の執筆者は、ラインさて、全体をふりかえってみて、本論文集の執筆者は、ラインさて、全体をふりかえってみて、本論文集の執筆者は、ライン

法社会学的でなければならないと力説していたのが、印象的であは、多くのヨーロッパ比較法学者の前で、これからの比較法学は校法学会での記念講演に基づくものであるが、ラインシュタイン比較法学会での記念講演に基づくものであるが、ラインシュタインは、多くのヨーロッパ比較法学者の前で、これからの比較法学はは、多くのヨーロッパ比較法学者の前で、これは、ヨーロッで、十分な成果をあげているとは思われない。これは、ヨーロッで、十分な成果をあげているとは思われない。これは、ヨーロッで、十分な成果をあげているとは思われない。これは、ヨーロッ

った。この提言が生かされるのは、なお将来の問題であろう。